

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
黒部市宇奈月サービスセンター内清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
総務管理部市民サービス課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
1日1時間につき960円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、富山県シルバー人材センター連合会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
黒部市宇奈月サービスセンター用務員派遣委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
総務管理部市民サービス課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市奥田新町8番地1 公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会
- 5 契約金額  
1日1時間につき1,200円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
宇奈月小学校通学トイレ（浦山駅）清掃管理委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
教育委員会事務局学校教育課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
80,640円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
明峰中学校通学トイレ（荻生駅）清掃管理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
教育委員会事務局学校教育課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市吉田745番地3 社会福祉法人くろべ福祉会
- 5 契約金額  
249,229円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武 隈 義 一

- 1 随意契約に係る役務名  
地区公民館清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
教育委員会事務局 生涯学習文化課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 公益社団法人シルバー人材センター
- 5 契約金額  
年間1,919,544円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武 隈 義 一

- 1 随意契約に係る役務名  
地区公民館清掃業務（愛本）
- 2 随意契約を締結した課の名称  
教育委員会事務局 生涯学習文化課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市吉田745番地3 社会福祉法人くろべ福祉会
- 5 契約金額  
年間 254,980円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武 隈 義 一

- 1 随意契約に係る役務名  
地区公民館清掃業務（下立）
- 2 随意契約を締結した課の名称  
教育委員会事務局 生涯学習文化課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市吉田745番地3 社会福祉法人くろべ福祉会
- 5 契約金額  
年間 249,755円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武 隈 義 一

- 1 随意契約に係る役務名  
地区公民館清掃業務（村椿）
- 2 随意契約を締結した課の名称  
教育委員会事務局 生涯学習文化課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市吉田745番地3 社会福祉法人くろべ福祉会
- 5 契約金額  
年間 199,175円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。



## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
三日市用水除塵機ゴミ処理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
産業振興部農林整備課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
1回につき2,576円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、公益社団法人黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
黒部市納骨堂屋外トイレ清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
市民福祉部福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
年額68,848円（消費税、事務費含む）  
（内訳）  
4～9月 各月4回（1回1時間）：各月8,601円  
10～11月 各月3回（1回1時間）：各月6,451円  
翌年3月 2回（1回1時間、第3週および第4週の月曜日）：4,340円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、公益社団法人黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武 隈 義 一

- 1 随意契約に係る役務名  
黒部市在宅高齢者軽度生活支援事業
- 2 随意契約を締結した課の名称  
市民福祉部福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
作業1時間につき 配分金 830円  
事務費 1,030円×0.12
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
黒部市役所夜間電話受付業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
総務管理部総務課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
1日1時間につき960円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

令和6年4月1日

黒部市長 武隈 義一

- 1 随意契約に係る役務名  
用務員・メール便配送業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称  
総務管理部総務課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
黒部市前沢24番地1 社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
1日1時間につき1,320円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。